

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し、健康寿命を延伸し、平均寿命へ近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」をみんなで実現することを基本理念として策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の推進に関すること。
- (2) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、健康づくりに係る分野別の取組を推進するため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る取組については、市長が別に定める推進組織と連携し、推進する。

- (1) 食育推進部会
- (2) 身体活動・運動推進部会
- (3) 口腔保健部会
- (4) たばこ対策推進部会
- (5) 適正飲酒推進部会

- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。
- 3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|----------|------------------------------|
| | 機関・団体等 |
| | 学識経験者 |
| | 市民委員 |
| 地域 | 京都市体育振興会連合会 |
| | 京都市地域女性連合会 |
| | 京都市PTA連絡協議会 |
| | 京都市保健協議会連合会 |
| | すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会） |
| 保育・教育機関等 | （公社）京都市保育園連盟 |
| | （公社）京都市私立幼稚園協会 |
| | 京都市小学校長会 |
| | 京都市立中学校長会 |
| | 京都府私立中学高等学校連合会 |
| | ヘルシーキャンパス京都ネットワーク |
| 企業・職場 | 京都商工会議所 |
| | 京都府中小企業団体中央会 |
| | 京都労働局労働基準部 |
| | 京都労働者福祉協議会 |
| | （一財）京都工場保健会 |
| | （独法）労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター |
| | （公財）京都府生活衛生営業指導センター |
| 保健医療機関等 | （一社）京都府医師会 |
| | （一社）京都府歯科医師会 |
| | （一社）京都府薬剤師会 |
| | （公社）京都府看護協会 |
| | （公社）京都府栄養士会 |
| | （公社）京都府歯科衛生士会 |
| | （一社）京都府歯科技工士会 |
| | （一社）京都精神保健福祉協会 |
| | （一財）京都予防医学センター |
| | （特非）日本健康運動指導士会 京都府支部 |
| 医療保険者 | 京都府国民健康保険団体連合会 |
| | 健康保険組合連合会京都連合会 |
| | 全国健康保険協会京都支部 |
| マスメディア | （株）京都放送 |
| | （株）京都新聞社 |
| 関係機関・団体 | （特非）京都禁煙推進研究会 |
| | （一社）京都ビルディング協会 |
| | （一社）京都市食品衛生協会 |
| | （一社）京都市中央卸売市場協会 |
| | （一社）京都市老人福祉施設協議会 |
| | （公社）京都府助産師会 |
| | J A京都中央 |
| | 食育指導員 |
| | （一社）全日本司厨士協会京都府本部 |
| | （特非）日本料理アカデミー |
| 京都市 | 京都市教育委員会 |
| | 京都市保健所 |
| | 京都市こころの健康増進センター |
| | 京都市衛生環境研究所 |
| | 京都市健康増進センター |